

はしがき

1 昨年度の『政治学の諸問題Ⅶ』の後をうけ、このたび専修大学法学研究所紀要34号『公法の諸問題Ⅶ』が刊行の運びとなりました。本書のために玉稿をお寄せいただいた7名の先生方、そして編集の労をとっていただいた運営委員と事務局の方々に心から感謝申し上げます。

2 今年度は、法科大学院の谷口安平（民事訴訟法）、笈康生（民事訴訟法・行政法）、高木徹（刑事法）の三先生が退職されます。三先生とも法科大学院の創設に伴って専修大学法科大学院専任教授として着任され、今日まで教育研究に携わってこられました。谷口先生は大学教員・WTO貿易紛争処理上級委員会委員、笈先生は裁判官・公証人、高木先生は弁護士、という三者三様の経歴は、いかにも法科大学院に相応しいものであり、これらの多彩な経歴と豊富な経験に裏づけられた三先生の授業は、法科大学院の学生にとってさぞかし魅力的で印象に残るものであったことでしょう。この場を借りて三先生のこれまでのご尽力に感謝申し上げ、本書を捧げる次第です。

3 さて、その法科大学院をめぐるのは、最近、さまざまな問題が指摘され、その今後のあり方に対して大きな社会的関心が寄せられています。周知のように、法科大学院は、司法制度改革の結果、次代を担う新しい法曹を要請するための制度として、新司法試験制度の導入と一体のものとして創設されました。しかし、その崇高な理念にもかかわらず、法科大学院制度はさまざまな矛盾を抱えたままスタートし、発足後5年を経た現在に至ってその矛盾が一挙に顕在化しつつある感があります。たしかに、昨今の議論のなかには、法科大学院に対する誤解や、法科大学院の実情を十分に理解しないままの批判も少なくありません。しかし、現在の法科大学院が、現実に関心を寄せられたさまざま

な課題を抱えていることもまた否定できない事実であり、法科大学院教員にとっては、長期的・大局的見地に立ってこれらの課題の解決を模索しながら、日々の授業をとおして、学生の要求と社会の要請に応える教育実践に向けた真摯な努力を継続していくことが求められていると思います。

4 この問題は、ひるがえって考えるならば、法学部の役割とは何か、とくに法学部における法学教育のあり方をどのように考えるべきか、という問題とつながっていると思われます。学部学生のなかには、法曹をめざして法科大学院を受験する者もあり、学部の専門教育がこうした学生の要求に応えるものでなければならないことはいうまでもありません。しかし、同時に、圧倒的多数の学生は、民間企業に就職したり公務員試験をうけて国や自治体の職員になっていくというのが現実であり、これらの学生に対して、どのような観点に立ってどのような法学教育を施していくのか。このことが、「派遣切り」に象徴される現在の日本をめぐる深刻な状況を前にして、いま改めて問われているのではないかと思います。

5 法の役割が社会的正義と公正の実現、人々の権利の擁護と発展にあることは、理念的には何人も否定できないところであります。そして、このこと自体は法学部であると法科大学院であると異なるところはないはずであり、このことを踏まえうえて、両者がそれぞれに課せられた社会的役割をいかにして果たしていくべきなのか、このことがいま私たちに共通の課題として提起されているのではないかと思います。法学部と法科大学院の教員を中心に構成される法学研究所の研究活動が、この課題に対する答えを見出していくための共同の議論の場を提供できるようになれば幸いです。

2009年1月

専修大学法学研究所長

晴山一穂